

# 地方分権型道州制のあり方について

～ 真の地方創生の実現に向けて ～  
〔中間整理〕

平成26年12月

広島県

# I 調査の趣旨

- 現在、我が国が直面する最大の課題として、「人口減少・超高齢社会の到来」や「東京一極集中がもたらす弊害」が懸念される中、中央集権体制の下では、こうした課題の根本的な解決が困難であることから、これまで広島県では、新たな広域自治体のあり方についての検討を進め、「地方分権型道州制」の実現に向けた取組を推進してきた。
- こうした中、政府においては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、「人口減少克服・地方創生」に国と地方が総力をあげて取り組むこととしている。
- このため、これまで検討を進めてきた「地方分権型道州制」の理念、目的などについて、「地方創生」の観点から振り返るとともに、「地方創生」の実現に資する統治構造として、「地方分権型道州制」のあり方について検討するものである。

## II 真の「地方創生」の実現のために

### 1 広島県における「地方分権型道州制」の考え方

#### (1) 「地方分権型道州制」の実現が求められる背景

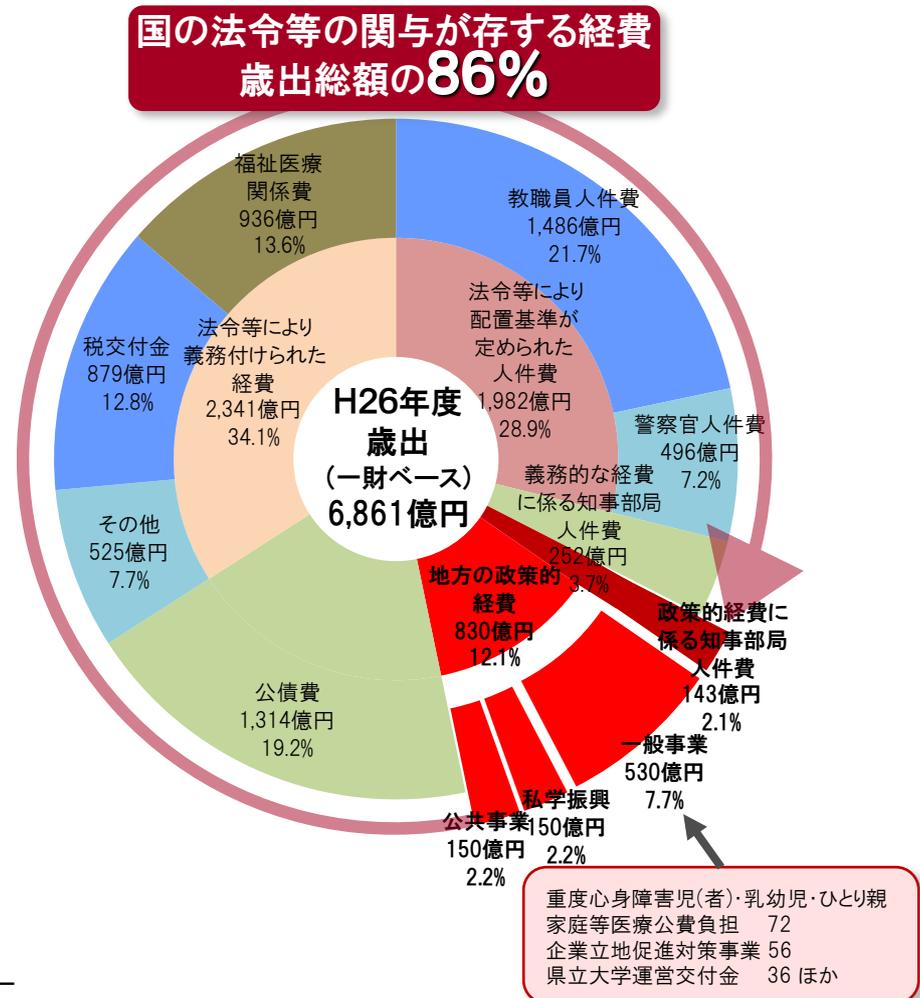
『新たな広域自治体のあり方について』(H26年3月公表)などから

- 現在、我が国は、現状のままでは解決困難な次の課題に直面
  - ・ 人口減少・超高齢社会の到来(活力の低下、地方の雇用機会の減少に伴う首都圏への更なる人材の流出(地方の人口が減少し、労働力の確保が困難になるほか、市場が縮小し、コミュニティの維持も困難に))
  - ・ 東京一極集中がもたらす弊害(成長力の限界、外部不経済の拡大(住環境、生活環境、労働環境、交通事情などの悪化が顕在化しており、このままでは深刻な状況に)、大規模災害のリスク(大規模被災時の国家機能不全、経済活動停止が懸念))
- 併せて、国・地方を通じた行財政上の課題にも直面しており、地方において、
  - ・ **創意工夫しながら自らの発想で特色のある独自の施策を講じるための権限・財源に極めて乏しい**
  - ・ 受益と負担の関係が希薄なことから、歳出増への抑止力が働きにくい

- また、国において、
  - ・ 地方行政への関与も含めて役割が膨大
  - ・ 国家予算の規模が多額な上に地方の予算へも関与
  - ・ 毎年度特例公債(いわゆる赤字国債)を発行せざるを得ない状況が慢性化
  - ・ H26年度末の特例公債残高は509兆円に達し、国・地方全体の長期債務残高は1,010兆円に達する見通し

### 【参考】 予算面から見た国の関与の状況

- 広島県の歳出総額 9,443億円(H26年度当初予算) に対し、国庫支出金や県債を充当した経費などを除く一般財源ベースでは 6,861億円
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割(86%)**を占めている状況
- こうした現状にあっては、**地方が自主的・主体的に取り組むことが困難**であり、それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現のためには、**創意工夫しながら自らの発想で特色のある独自の施策を講じるための権限・財源を移譲することが不可欠**



## (2) 本県が目指す「地方分権型道州制」の理念, 目的

『新たな広域自治体のあり方について』(H26年3月公表)から

### 【理念】

- 現在, 我が国が直面するこうした課題の根本的な解決は, 現在の中央集権体制の下では困難なことから, 国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより, 国と地方双方の政府機能を強化した「新しい国のかたち」をつくることが不可欠

### 【目的】

- 活力と競争力がみなぎる持続可能な社会を実現する。
  - 地方の活力を創出し, その集合体である国全体の活力と競争力を生み出す「地方分権型道州制」の実現
  - 国・地方を通じた財政支出の適正化により持続可能な財政構造の確立に寄与する「地方分権型道州制」の実現

## (3) 本県が目指す「地方分権型道州制」における国と地方の役割分担の最適化

『新たな広域自治体のあり方について』(H26年3月公表)から

- 行政としての責任を負うべきものがその役割を担うことを基本として, 国と地方の役割分担を抜本的に見直し
  - ・ 国は, 最低限担うべき外交, 防衛, マクロ経済, 年金, 大規模災害への対応などの役割を担い, 国が本来取り組むべき課題への集中的な対応を可能に
  - ・ 国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担い, 地域の実情や住民ニーズに応える行政を実現
- 多様性, 独自性を発揮しうる自立した行政の権限は地方が有することが不可欠

## 2 国政などの動き

### (1) 『2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する』の問題提起

出典：『2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する』（増田寛也＋人口減少問題研究会 中央公論2013年12月号）

- 地方から大都市圏などへの人口移動が収束しないとする仮定を置くと、東京圏をはじめとする大都市圏という限られた地域に人々が凝集し、高密度の中で生活している「極点社会」が到来する。大都市圏は一貫して低出生率であることから、「極点社会」の延長線上には、日本全体の人口減少がさらに加速化していく事態が想定されるほか、首都圏直下型地震をはじめ、一部地域での大規模災害が日本全体を麻痺させかねない
- 「極点社会」の到来を回避し、地方が自立した多様性の下で持続可能性を有する社会を実現するための「国家戦略」が必要であり、国は国全体に関わるグランドデザインを描き、具体的なプランはそれぞれの地方が作っていくべき
- 現在の人口減少の動きを食い止め、「人口維持・反転」を目指すとともに、地方が持続可能性を有する人口・国土構造を構築する「積極戦略」などに取り組まなければならない。その一つとして、広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る、人口・国土構造を提案

### 本県が目指す「地方分権型道州制」の実現が求められる背景、理念、目的との比較

- ✓ 「極点社会の到来により生じる課題（人口減少の更なる加速化、大規模災害リスクなどを回避）するため、「地方が自立した多様性の下で持続可能性を有する社会を実現することが必要」
  - ⇒ 現状の課題やあるべき姿の認識は共通しており、こうした課題の根本的な解決は、中央集権体制の下では困難であり、地方分権体制を構築することが必要
- ✓ 「広域の地域ブロックごとに、人口減少を防ぐとともに、それぞれの地域が自らの多様な力を振り絞って独自の再生産構造を創る、人口・国土構造」を提案
  - ⇒ このような「人口・国土構造」は、本県が目指す「地方分権型道州制」により実現可能ではないか

**地方が自立した多様性の下で持続可能性を有する社会を実現すべきという認識は共通！**

## (2) 『「長期ビジョン<sup>\*</sup>」骨子(案)』における目指すべき将来の方向など

※ 人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の基本認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するもの  
出典:「第3回まち・ひと・しごと創生会議」資料

- 『Ⅰ.人口問題に対する基本認識』として、「東京圏には過度に人口が集中(集積のメリットを超えて、長時間通勤、住宅価格の高さ、など様々なひずみや弊害)」しており、「このままでは東京圏への人口流入は続く可能性が高い」こと、「東京圏への人口の集中が人口減少に拍車をかけている」こと
- 『Ⅲ.目指すべき将来の方向』として、「東京一極集中の是正(東京圏の過密・人口集中を改善させ、一層安全・安心な生活空間を実現)」や、「国民の地方移住の希望の実現(東京一極集中の是正にも資する)」により、「それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現を目指す」こと

## 本県が目指す「地方分権型道州制」の実現が求められる背景、理念、目的との比較

- ✓ 「東京圏には過度に人口が集中(集積のメリットを超えて、長時間通勤、住宅価格の高さ、など様々なひずみや弊害)している」  
⇒ 課題の認識は概ね共通しており、こうした課題の根本的な解決は、**中央集権体制の下では困難であり、地方分権体制を構築することが必要**
- ✓ 「東京一極集中の是正」などにより、「それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現を目指す」  
⇒ このような社会は、**本県が目指す「地方分権型道州制」により実現可能**ではないか

**それぞれの地域が強みを活かす多様な日本社会の実現を目指すべきという認識は共通！**

### (3) 『「総合戦略※」骨子(案)』における今後の施策の方向など

※「長期ビジョン」に示された日本の人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年計画を提示するもの

出典:「第3回まち・ひと・しごと創生会議」資料

- 『Ⅱ.政策の企画・実行の基本方針』として、「自立性(一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体などの自立につながるようにする)」、「将来性(地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く)」「地域性(各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定・推進)」などを原則とすること
- 『Ⅲ.今後の施策の方向』として、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする(地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備、地域を支える個別産業分野の戦略推進、地域における国際競争力の強化など)」、「地方への新しい人の流れをつくる(企業の地方拠点機能強化、地方大学等の活性化など)」、「地域と地域を連携する(地域連携による経済・生活圏の形成)」こととし、「地方分権・規制改革などにおいて、地方創生に資するべく改革を進める」こととする

### 本県が目指す「地方分権型道州制」の実現が求められる背景、理念、目的との比較

- ✓ 「自立性(一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体などの自立につながるようにする)」、「将来性(地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く)」などを原則として」政策を実行する
- ✓ 「地方分権・規制改革などにおいて、地方創生に資するべく改革を進める」こととする
  - ⇒ 「地方自治体の自立」や「地方が自主的かつ主体的に取り組む」ためには、**本県が目指す「地方分権型道州制」の実現に向けた取組を進めていくことが必要**ではないか。また、「地方分権型道州制」が実現するまでの間にあっても、**更なる地方分権改革を着実に進める**ことが必要

**地方が自主的かつ主体的に取り組むためには、**

**更なる地方分権改革を着実に進めていくことが必要！**

## (4) 『地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況』

出典：「第2回まち・ひと・しごと創生本部」資料

- 地方分権改革は、「地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの」であり、「この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ」に位置付け
- 「本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入したが、「地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項」にすることとしている

### 本県が目指す「地方分権型道州制」の実現が求められる背景、理念、目的との比較

- ✓ 地方分権改革は、「この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ」に位置付け
  - ⇒ 「地方分権型道州制」の実現は、地域自らの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行うことを可能とする地方分権改革の究極の姿を目指すものであり、「この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革」として、**本県が目指す「地方分権型道州制」の実現が必要**ではないか
- ✓ 提案募集方式では、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの等を重点事項」にすることとしている
  - ⇒ **当面の間**(「地方分権型道州制」が実現するまでの間)は、**更なる地方分権改革を着実に進めることが必要**であり、「**提案募集**」方式を活用した国からの事務・権限の移譲などを進める

**この国を変える地方創生の申核をなす重要な改革として、  
更なる地方分権改革を着実に進めていくことが必要！**

地方分権改革に徹底的に取り組み、

- ・ 国が本来担うべき役割以外の役割は地方に移譲し
- ・ 多様性・独自性を発揮しうる自立した行政の権限を地方に付与することが求められる。

その結果、地方は、

- ・ **自ら** の地域の特性や住民ニーズに応じ
  - ・ **自ら** が定めた方針の下で
  - ・ **自ら** の財源を活用し
  - ・ **自ら** の責任において
- 地域づくりに取り組むことが可能となる。

このような統治構造を具現する「地方分権型道州制」の実現を目指すべき！

# Ⅲ 真の「地方創生」の実現のための「地方分権型道州制」のあり方

## 1 目指す姿

国の機能を10程度の広域自治体に大幅に移譲することにより、国においては、外交、マクロ経済、大規模災害対策など、本来取り組むべき課題に集中的に取り組む、地方においては、各地域の強みを活かした地域づくりを行う。

その結果、全国各地で多様性と活力を有する地域が創出されることにより、国としての多様性が創出され、国全体の活力と競争力が創出されるといった好循環が生まれることなどを通じて、次の姿が実現していることを目指す。

### ✓ 地域自らの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりが行われています

地域自らの発想により、創意工夫の下で、地域の特性や住民ニーズに応じた特色のある地域づくりが行われ、その一方で、住民によるチェック機能が発揮され、財政支出の適正化が図られています。

### ✓ 各地域においてグローバル化や産業と人材の育成・集積が進んでいます

欧州の中小国に相当する経済規模を持った各地域がグローバル化を進め、国際社会と地域経済が直結する中から、国際競争力のある産業とグローバル人材、高度専門人材の育成・集積が進んでいます。

### ✓ 持続可能な地域社会が実現しています

東京圏では、過度な集中の是正により、外部不経済の解消が図られ、地方においては、多様な人材の集積の下で、地域の活力が創出され、それぞれが持続可能な地域社会の実現が図られています。

### ✓ 大規模災害等のリスクへの対応が図られています

経済・産業(企業)活動の多極化や、地方の高速道路の整備や空港港湾の機能強化等により、大規模災害等のリスクの地域分散が図られています。

**各地域においてグローバル化や産業・人材の育成・集積が進み、**

**持続可能な地域社会が実現していることなどを目指す！**

## 2 国と地方の役割分担の見直し

真の地方創生の実現に向けて、地方が自主的かつ主体的に取り組むためには、「国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担うこと」、「多様性、独自性を発揮する自立した行政の権限を地方が有すること」という基本認識の下に、国と地方の役割分担を抜本的に見直す必要がある。

### (1) 国・道州・基礎自治体(市町村)の果たすべき役割の基本的な考え方

『新たな広域自治体のあり方について』(H26年3月公表)から

区 分	役割の基本的な考え方
国	国が本来的に担うべきものを基本に、国際社会における国家の存立に関することや、ナショナルミニマム等に関する事務を担う ⇒ 具体的には、外交・防衛・司法・通貨管理等の国際社会への対応や国家の存立に関する事務のほか、年金や生活保護(財源・制度)等ナショナルミニマムに関する事務を実施
道州	基礎自治体(市町村)が対応できない広域的な施策の実施や高度専門的な分野に特化するとともに、広域エリア全体の総合的な発展戦略を担う ⇒ 具体的には、警察、広域的な危機管理、医療政策などの広域的かつ高度専門的な事務や、地域産業政策、雇用政策、広域インフラなどの広域エリア全体の発展戦略に関する事務を実施
基礎自治体 (市町村)	住民自治による自己決定・自己責任の下で、自らのまちづくり・暮らしづくりを総合的に担う ⇒ 具体的には、都市計画、土地利用、地域内インフラなどのまちづくりに関する計画づくりやハード・ソフト事業、保健・福祉・教育など住民生活に密接な行政サービスを実施

**真の地方創生の実現に向けて、地方が自主的かつ主体的に取り組むためには、  
国と地方の役割分担を抜本的に見直すことが必要！**

## (2) 国から道州への移譲事務

- 「国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担うこと」という基本認識の下で、本来、国が担うべき事務を限定(外交, 防衛, マクロ経済, 年金, 大規模災害への対応など)し, その他の事務は道州に移譲
- 道州間の事務調整(道州を跨るインフラ整備 など)の仕組みが必要(別途整理)

## (3) 都道府県(道州)から基礎自治体(市町村)への移譲事務

- 住民生活に密着した事務は, 原則として, 都道府県から基礎自治体(市町村)に移譲
- 都道府県からの移譲事務について, 個々の基礎自治体(市町村)単独での処理が困難なものがある場合は, 基礎自治体(市町村)間の広域連携, 道州による補完などの仕組み(水平補完, 垂直補完など)により対応(別途整理)

## (4) ナショナル・ミニマムの取扱い(国・道州・基礎自治体(市町村)の役割分担)

- ナショナル・ミニマムに関してこれまで国が担ってきた役割は, 「国が最低限担うべき役割」として, 引き続き, 国が担う
- その実施などに関してこれまで都道府県・市町村が担ってきた役割は, 原則として, それぞれ道州・基礎自治体(市町村)が担う(単なる財源負担を除く)
- これまで市町村が担ってきた「国民健康保険制度」「後期高齢者医療制度」の実施に関しては, 国における見直しの議論の方向性を踏まえ, 道州が担うこととする

## (5) 「地方創生」に向けた『総合戦略』の道州の取組イメージ

「地方分権型道州制」の実現などを通じて、国の機能を大幅に地方に移譲することにより、「地方創生」に向けた『総合戦略』を効果的に展開することが可能となる。

まち・ひと・しごと創生会議(第3回)資料「『総合戦略』骨子(案)」一部引用

『「総合戦略」骨子(案)』における「Ⅲ.今後の施策の方向」

### 1.政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ✓ これまで国が担ってきた「産業政策」,「農林水産振興」,「労働」に係る制度設計などの権限移譲を受け、一元的に企画することとなった道州が、**地域の実情や課題を総合的に勘案しながら、「(ア)地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備」を実施**
- ✓ 同様に、**地域の発展戦略との連動を図りつつ、地域の資源の特色や強みを生かして、「(ウ)地域を支える個別産業分野の戦略推進」を実施**
- ✓ 欧州の中小国に相当する経済規模を持った道州が、**国際社会と直結する中から、国際競争力のある産業とグローバル人材の育成・集積を進めるなど、「(オ)地域における国際競争力の強化」の取組を実施**

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ✓ これまで国が全般的に担ってきた「福祉」に係る制度設計などの権限移譲を受けた道州が、一例として、**地域の実情や課題を踏まえて優先順位付けを行いながら、「(イ)妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援」や「(ウ)子ども・子育て支援の充実」を実施**

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

- ✓ 高速道路を含む「道路」,「港湾」,「空港」などの人流・物流インフラの整備を一元的に担うこととなった道州が、**地域の実情や課題を踏まえて優先順位付けを行いながら、地域の発展戦略の早期効果発現に資する「(イ)地方都市における経済・生活圏の形成」のための基盤整備や、「(ウ)大都市圏等における安心な暮らしの確保」のための基盤整備を実施**

「地方創生」に向けた『総合戦略』を効果的に展開するためには、

**これまで国が担ってきた制度設計などの権限を地方に大幅に移譲することが必要！**

### 3 税財政制度のあり方

真の地方創生の実現に向けて、地方が自主的かつ主体的に取り組むためには、「国が最低限担うべき役割以外の役割は住民に身近な地方が担うこと」「多様性、独自性を発揮しうる自立した行政の権限を地方が有すること」という基本認識の下に、国・道州・基礎自治体(市町村)それぞれの役割に応じた所要の財源を固有財源として確保する必要がある。

#### (1) 国・道州・基礎自治体(市町村)の歳出規模(財政需要) ~ H23年度決算に基づく試算 ~

[試算の前提] 国・道州・基礎自治体(市町村)の歳出規模(財政需要)

- ・ 項目別の歳出は最終支出を担う階層に計上した
- ・ 各項目の歳出額は統計上把握できる単位で仕分け計上した
- ・ 歳出規模の平準化の観点から復興公債金(11.3兆円)に対応する歳出を控除した

(単位:兆円)

区分	行政分野	現状の役割分担				合計	
		国	歳出	都道府県	歳出		市町村
新たな役割分担	1 議会	国会	0.2		-	-	0.2
	2 外交・防衛・安全	外交, 防衛, 警察, 大規模災害等	5.3		-	-	5.3
	3 国土・土地利用等	海上保安, 気象等	0.3		-	-	0.3
	4 交通・社会資本	航空管制	0.0		-	-	0.0
	5 経済・労働	財務(国家財政等), 金融(通貨・金利等), 通商・資源エネルギー政策, 税務(国税)	1.0		-	-	1.0
	6 福祉・保健・環境	年金, 医療・福祉(制度), 生活保護(制度・財政), 地球温暖化(制度)	10.5		-	-	10.5
	7 教育・科学・文化	義務教育(制度), 高等教育(大学相当), 科学技術, 国宝・重文指定	1.8		-	-	1.8
	8 その他	司法・法務, 皇室等	1.0		-	-	1.0
計			20.1		-	-	20.1
道州	1 議会	国から道州へ移譲	-	議会	0.1	-	0.1
	2 外交・防衛・安全	防災(広域)	0.1	警察, 防災・危機管理	4.1	-	4.3
	3 国土・土地利用等	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興(広域)	3.0	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	1.4	-	4.3
	4 交通・社会資本	道路(広域)・橋梁, 河川(1級(指定区間外)), 港湾(指定等), 空港(国), 交通, 情報通信	7.3	道路・橋梁, 河川(1級(指定区間等)), 海岸, 港湾(管理), 空港(地方)	7.8	-	15.1

新たな役割分担	道州	5 経済・労働	産業政策, 労働(基準, 職業安定等), 観光, 商工業等	2.8	税務, 労働(職能開発等), 観光, 商工業(企業立地等)	5.1	-	7.9
		6 福祉・保健・環境	保健衛生(薬物製造取締等), 医療・福祉(保険財政, 病院(国立), 広域法人指導等), 環境(地球温暖化, 国立公園管理等)	10.7	保健衛生(薬物取締等), 医療(地域医療体制, 病院, 医療機関指導等), 環境(産廃, 公害防止(大気・水質等))	0.2	-	10.9
		7 教育・科学・文化	高校, 高等教育(大学相当), 科学技術	1.5	義務教育(学級編成, 任免等), 高校, 高等教育(大学相当), 文化・交流	10.8	-	12.3
		8 その他	-	-	-	-	-	
	計		25.4		29.4	-	54.8	
	基礎自治体(市町村)	1 議会		-	都道府県から基礎自治体(市町村)へ移譲	議会	0.5	0.5
		2 外交・防衛・安全		-	消防	消防, 救急	2.5	2.7
		3 国土・土地利用等		-	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	国土(農地・森林保全, 治山等), 農林水産振興	0.8	1.3
		4 交通・社会資本		-	道路・河川(地域完結), 都市公園, 住宅等	道路, 都市計画, 都市公園, 住宅等	10.2	11.7
		5 経済・労働		-		税務(市町村), 商工業(商店街振興等)	7.3	7.3
6 福祉・保健・環境			-	福祉(法人・施設指導等), 生活保護(実施), 保健所等, 環境(公害防止等)	福祉(児童, 高齢者等), 生活保護(実施), 保健衛生(水道等), 医療(実施), 環境(一般廃棄)	21.4	25.8	
7 教育・科学・文化			-		義務教育(学校運営), 高校, 文化・社会教育等	5.2	5.2	
8 その他			-			-	-	
計		-		6.6	47.9	54.4		
合計		45.6		36.0	47.9	129.4		

注1) 『地域主権型道州制 国民への報告書(PHP総合研究所編)』を参照して広島県が作成(端数処理の関係で積み上げ数値と合計等が異なる場合がある)

注2) 「現状の役割分担」における歳出額は, 統計ベースで把握できる純計として試算

国(45.6兆円): H23年度一般会計歳出決算(100.7兆円)から赤字国債費(15.8兆円), 地方交付税交付金等(19.5兆円), 都道府県・市町村への支出金(15.1兆円), 復興公債金に対応する額(4.8兆円)を控除

都道府県(36.0兆円): H23年度歳出決算(51.0兆円)から臨時財政対策債費(0.8兆円), 地方消費税交付金等(2.6兆円), 国・市町村への支出金(4.1兆円), 積立金(2.9兆円), 復興公債金に対応する額(4.5兆円)を控除

市町村(47.9兆円): H23年度歳出決算(52.9兆円)から臨時財政対策債費(0.8兆円), 市町村たばこ税都道府県交付金等(0.2兆円), 国・都道府県への支出金(0.4兆円), 積立金(1.7兆円), 復興公債金に対応する額(1.9兆円)を控除

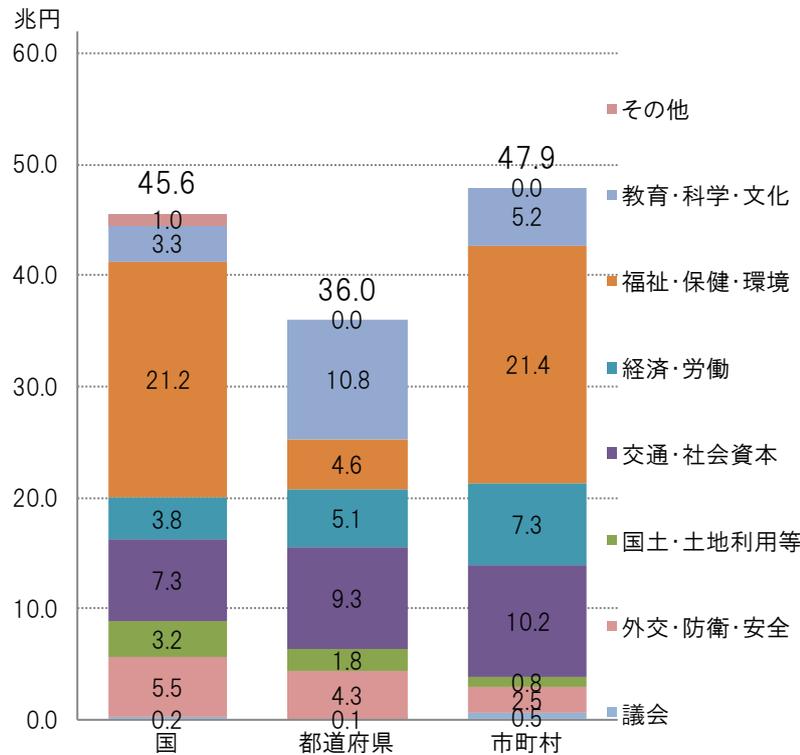
注3) 「新たな役割分担」における歳出額の試算に当たっては, 国からの移譲資産に係る建設国債等(赤字国債を除く)の償還費は道州に計上

**国・道州・基礎自治体の役割に応じた固有財源の確保が必要!**

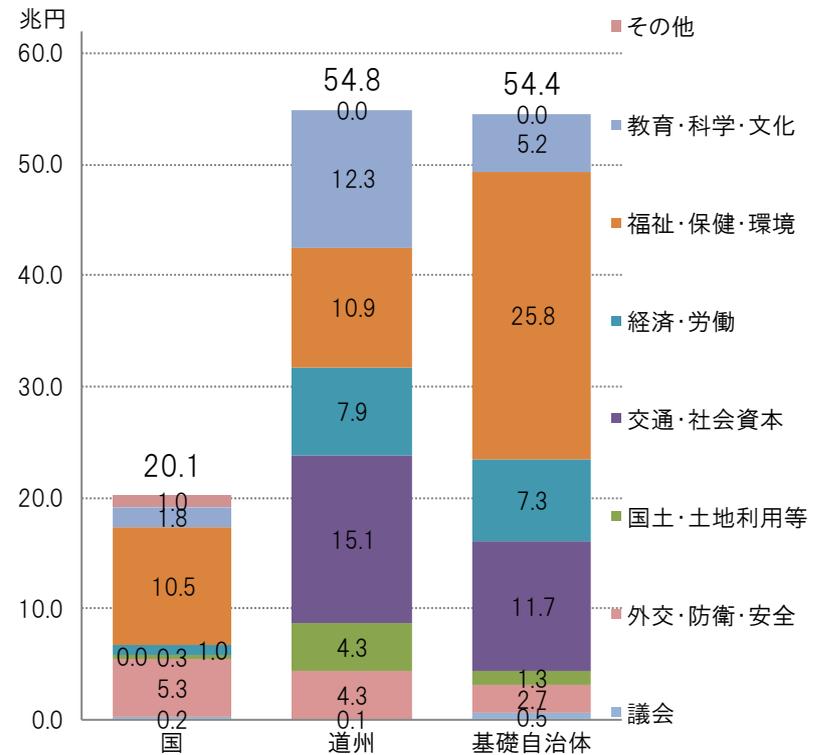
## (2) 国・道州・基礎自治体(市町村)の財政需要の変動

- H23年度決算による国と地方の歳出(財政需要)129.4兆円のうち、国は45.6兆円、都道府県は36.0兆円、市町村は47.9兆円
- 「地方分権型道州制」への移行に伴う役割分担の大幅な見直しにより、国の財政需要は大幅に減少(45.6兆円⇒20.1兆円)する一方、道州と基礎自治体(市町村)の財政需要は増加(都道府県⇒道州:36.0兆円⇒54.8兆円、市町村(基礎自治体):47.9兆円⇒54.4兆円)

現 行



国と地方の役割分担見直し後(「地方分権型道州制」移行後)



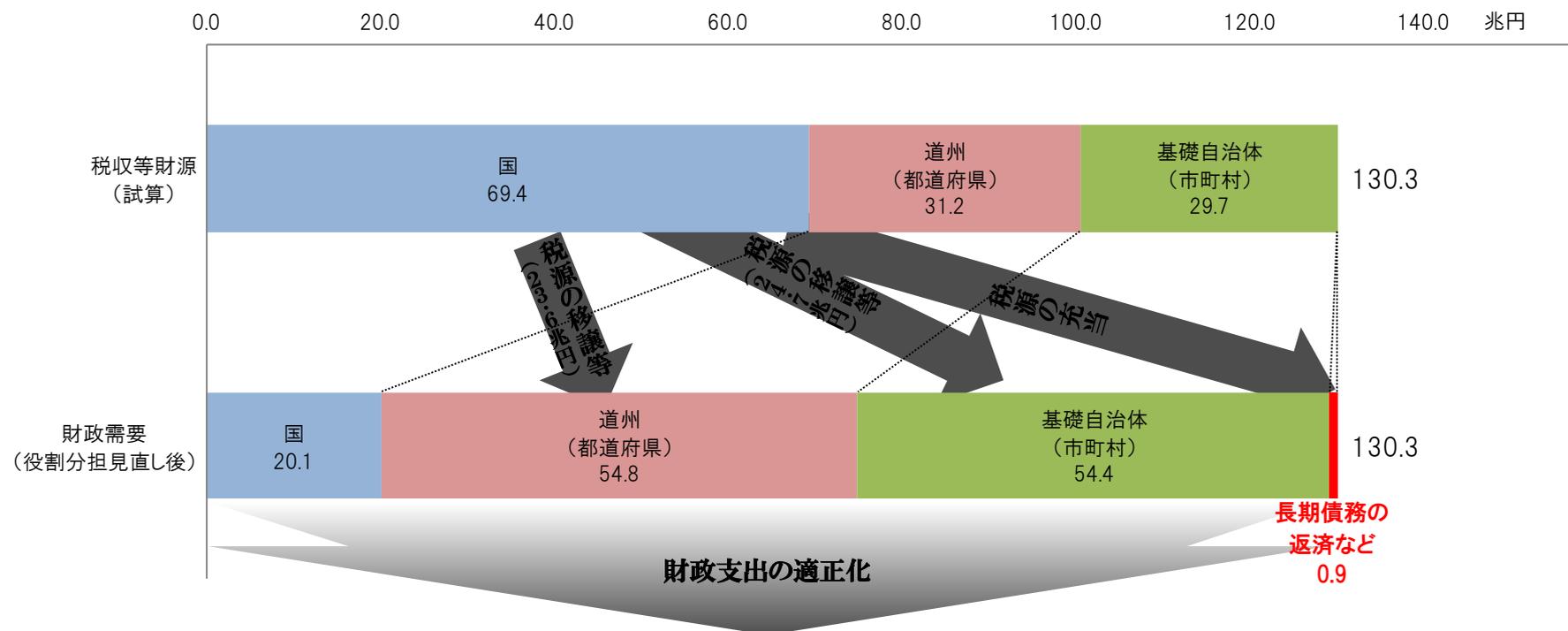
**国と地方の役割分担を見直すことにより、地方の財政需要は大幅に増加!**

### (3) 国から道州及び基礎自治体(市町村)への税源移譲額等

- 国・道州・基礎自治体(市町村)の現行の税体系下における税収等財源(試算値<sup>※</sup>)と比較すると、国は+49.3兆円の財源超過(税収等財源:69.4兆円-財政需要:20.1兆円)である一方、道州は▲23.6兆円の財源不足(税収等財源:31.2兆円-財政需要:54.8兆円)、基礎自治体(市町村)は▲24.7兆円の財源不足(税収等財源:29.7兆円-財政需要:54.4兆円)という状況にあり、国から道州及び基礎自治体(市町村)に対し、それぞれ23.6兆円、24.7兆円の税源の移譲等(国施設の移管などに伴う地方債発行の増を含む)が必要

※ P18「国・道州・基礎自治体(市町村)の歳入規模(税収等財源)～H23年度決算に基づく試算～」参照

- 税源移譲等の後の財源超過額(+0.9兆円～49.3兆円-23.6兆円-24.7兆円)は長期債務の返済などに充当可能
- 併せて、長期債務の返済などに向けた財政支出の適正化の取組が不可欠



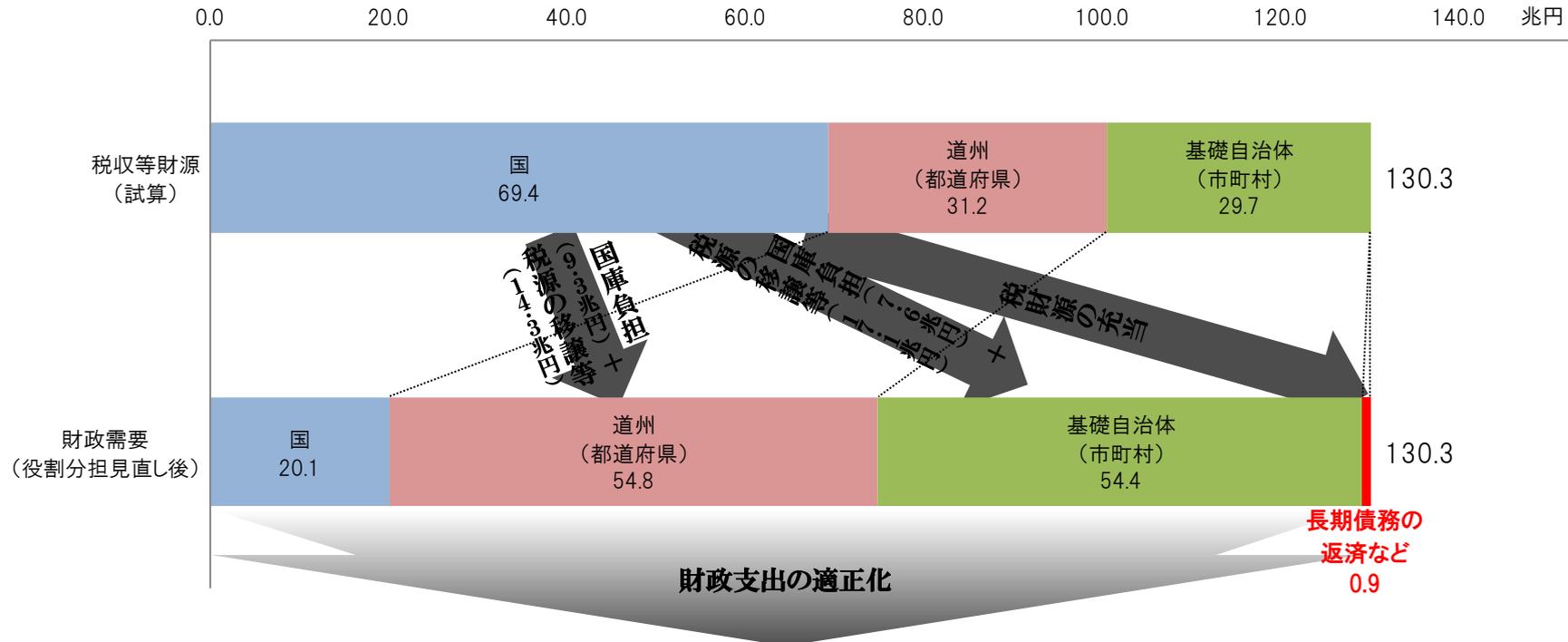
**国から道州及び基礎自治体(市町村)への大幅な税源の移譲などが必要！**

## (4) 国から道州及び基礎自治体(市町村)への税源移譲額等 〈国がナショナル・ミニマムに係る一定の財政負担を引き続き行うケース〉

### [試算の前提]

- ナショナル・ミニマムに係る財政負担について、「地方分権型道州制」移行後も、国が現行の負担割合に基づいて地方に負担することとし、所要額は16.9兆円(生活保護:2.6兆円, 社会福祉(児童福祉・障害者福祉):2.8兆円, 医療保険(国民健康保険・後期高齢者医療):7.8兆円, 介護保険:1.9兆円, 義務教育:1.8兆円)とした

- 道州の財源不足額▲23.6兆円(税込等財源:31.2兆円-財政需要:54.8兆円)に対し、ナショナル・ミニマムに係る国庫負担が9.3兆円となることから、残りの14.3兆円について、税源の移譲等が必要
- 基礎自治体(市町村)の財源不足額▲24.7兆円(税込等財源:29.7兆円-財政需要:54.4兆円)に対しては、ナショナル・ミニマムに係る国庫負担が7.6兆円となることから、残りの17.1兆円について、税源の移譲等が必要
- 税源移譲等の後の財源超過額(+0.9兆円 ~ 49.3兆円-23.6兆円-24.7兆円)は長期債務の返済などに充当可能
- 併せて、長期債務の返済などに向けた財政支出の適正化の取組が不可欠



## 【参考】国・道州・基礎自治体(市町村)の歳入規模(税収等財源)～ H23年度決算に基づく試算～

### [試算の前提]

- ・ 国の歳入は、H23年度一般会計歳入決算のうち、租税等収入、その他の経常的収入(納付金, 特会剰余金, その他), 公債金(特例公債金を除く)を対象とした
- ・ 都道府県・市町村の歳入は、租税収入, その他の経常的収入(使用料・手数料, 繰入金, その他), 地方債(臨時財政対策債を除く)を対象とした
- ・ 国の『中期財政計画』において、2020年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされていることなどを踏まえ、消費税率引き上げ(5%⇒10%)による増収を見込んだ

(単位: 兆円)

区 分		H23年度 実績 a	試算値 b	差引 b-a
国	1 租税及び印紙収入	42.8	53.5	10.6
	2 その他の経常的収入	7.6	7.6	0.0
	3 公債金(特例公債金を除く)	8.4	8.4	0.0
	計	58.8	69.4	10.6
道州	1 租税収入	15.5	18.9	3.4
	2 その他の経常的収入	9.0	9.0	0.0
	3 地方債(臨時財政対策債を除く)	3.3	3.3	0.0
	計	27.8	31.2	3.4
基礎自治体	1 租税収入	20.8	20.8	0.0
	2 その他の経常的収入	6.2	6.2	0.0
	3 地方債(臨時財政対策債を除く)	2.7	2.7	0.0
	計	29.7	29.7	0.0
合計	1 租税等収入	79.2	93.2	14.0
	2 その他の経常的収入	22.8	22.8	0.0
	3 公債金(赤字公債を除く)	14.3	14.3	0.0
	計	116.3	130.3	14.0

## 4 今後の整理について

- 「地方分権型道州制」を実現するためには、これまでの調査研究で明らかとなった課題である
  - ・ 国と地方の役割分担の見直しにおける国の関与のあり方や基礎自治体(市町村)の補完の仕組み
  - ・ 国と地方の新たな税財政制度における税源移譲の仕組みや道州間あるいは道州内の基礎自治体(市町村)間の財政調整制度などに適切に対応していく必要がある
- このため、現在、これらの課題などに対する検討を進めており、真の地方創生の実現に向けて、本県の目指す「地方分権型道州制」の制度設計の精度を高めていく
- また、「地方分権型道州制」が実現するまでの間にあっても、地方分権改革を着実に進める必要があることから、現行の都道府県制度下において、国からの移譲を求めるべき事務・権限などの検討を進める